

# 「屋外広告物」を表示・設置・管理している皆さま

## 屋外広告物による危害防止のため、 「定期的な点検」が義務になりました

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、平成27年2月には札幌市において建物に取り付けられた看板が落下、歩行者を直撃する重大事故が発生しました。

このような状況を受け、長野県では「屋外広告物条例<sup>(※1)</sup>」を一部改正しました。

これにより、屋外広告物の管理者等<sup>(※2)</sup>は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって屋外広告物に倒壊・落下のおそれ等が生じないよう、「定期的な点検」を行うことが義務となりました。

※1 長野県の屋外広告物条例の対象地域は、独自条例を制定している長野市、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町を除く県下全域です。

※2 管理者等とは、屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示し、設置し、又は管理する方です。

### 1 点検の対象

次のものを除く、すべての屋外広告物が点検の対象です。

(除かれるもの)

- はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーン、壁面等に描かれたもの
- 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

### 2 点検の方法

#### (1) 点検時期

屋外広告物を表示・設置・改造した時、及びその後3年以内ごと

#### (2) 点検項目

本体及び取付け部の変形・腐食等、ボルト及びビス等のサビ・緩み等、表示面の破損・はく離・汚染・退色・変色等、その他照明等の取付け状態等

### 3 点検者の資格

広告物本体の高さが4mを超える屋外広告物の点検は、屋外広告士又は屋外広告物条例施行規則で定める者（建築士、電気工事士、その他）に行わせなければなりません。

### 4 点検結果の保管・報告

点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。

また、市町村長から表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に点検結果の報告書を提出する必要があります。<sup>(※3)</sup>

※3 この場合の点検は、許可の有効期限満了日の60日前から更新申請日までに行われたものが有効です。

### 5 一部改正の施行日

平成29年10月1日<sup>(※4)</sup>

※4 施行日前であっても、倒壊・落下のおそれのある屋外広告物の表示や設置は禁止されています。

※5 一部改正の施行日において設置後3年経過している屋外広告物は、速やかな点検実施をお願いします。

⇒ 詳しい制度の内容、点検資格者、点検記録の様式は、ホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/jore/index.html>



長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係【電話 026-235-7348(直)】